

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 8 回 会 議 議 事 録

令和 8 年 5 月 13 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和8年5月13日（水）午前10時30分から午前10時50分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案 ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について（指示） 第2号議案 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について（指示） 報告事項1 太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について 報告事項2 漁業に関する協定について			
出	席	委	員	山下三千男 黒田 勝春 鈴木 惣和 山本 昌弘 中根 静夫 小林 俊雄 柿原 満男 岩田 靖宏 鈴木 敏且 川口 正康 山本 忍 磯貝 政男 石井 克也 深井 淳二 長谷川桂子	
事	務	局	職	員	書記長 浅野 将宏 主 査 鈴木 智博 非常勤職員 江口 千香
農	業	水	産	局	水産振興監 坂口 泰治 水産課 課 長 原 保 〃 担当課長 堀木 清貴 〃 課長補佐 荒川 哲也 〃 主 査 黒田 拓男 〃 主 査 金田 康見 〃 課長補佐 岩田 友三 〃 課長補佐 五藤 啓二

事務局（浅野）	それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項1及び報告事項2の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 【資 料 確 認】 それでは、ただ今から第8回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下）	第8回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただき、御礼申し上げます。 本日は、議案2件、報告事項2件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（浅野）	ありがとうございました。年度が替わり人事異動がありましたので、異動がありました職員を事務局から紹介させていただきます。 水産振興監の坂口 泰治でございます。 次に、水産課長の原 保でございます。 次に、水産課担当課長の堀木 清貴でございます。 次に、水産課漁業調整グループ課長補佐の荒川 哲也でございます。 次に、水産課漁業調整グループ主査の黒田 拓男でございます。 また、事務局にも異動がございましたので併せて紹介させていた

	できます。 海区漁業調整委員会主査の鈴木 智博でございます。なお、鈴木は水産課漁業調整グループとの兼務になります。 最後に書記長の私、浅野 将宏でございます。 以上、よろしくお願いいたします。 それでは、坂口水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	第8回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言、御挨拶申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。 また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。 本日は今年度に入り、初めての委員会ということで、今紹介して頂きましたけれど4月の人事異動で、水産課職員及び事務局職員の変更がございました。このメンバーで1年、水産振興にしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。 さて、漁業の状況に目を向けますと、5月に入りましたが、シラス漁が好調と聞いており、今後もこの好調が続くことを期待しております。 また、潮干狩り場につきましては、アサリ資源は少ないのですが、入場者数は多いと伺っております。シーズン後半となりますが、今後も多くの人に来場いただき、浜が賑わうことを願っております。 本日の議題は、議案2件と報告事項2件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願いいたします。
事務局（浅野）	ありがとうございました。

会長（山下）	本日は定員 15 名のうち、15 名の出席を得ましたので、漁業法第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。 私が議長をつとめますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、黒田委員、鈴木惣和委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第 1 号議案の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（鈴木）	第 1 号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料 4 ページを御覧ください。 こちらが現在発動中の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示」でございます。 遊漁者によるひき縄釣につきましては、令和 2 年に改正された愛知県漁業調整規則において、渥美外海沖合の距岸 10 海里以遠の海域について規制解除しておりますが、漁業者とのトラブルを防ぐ対策として、遊漁者によるひき縄釣の委員会指示による承認制の導入について当委員会にて御承認をいただき、令和 3 年 3 月に初めて指示を発動し、毎年継続しているところでございます。 資料 6 ページを御覧ください。こちらが令和 7 年度の当委員会による遊漁者によるひき縄釣り承認実績です。承認した大会は 15 件でありまして、大会は 5 月から 11 月にかけて開催されており、1 大会あたりの参加隻数は最大で 14 隻でした。採捕された魚種はカ

議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。挙手全員と認め、「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。 次に、第2号議案の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（鈴木）	第2号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料4ページを御覧ください。最終ページの裏面にございます。こちらが現在発動中の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示」でございます。 宝石さんごの採捕に関する指示につきましては、平成27年10月水産庁から宝石さんごの漁獲実態のない海区においても、一般採捕を禁止する内容の委員会指示発動を検討するようにとの技術的助言を受け、当委員会で御協議、御審議いただきましたところ、本県漁場を保全する観点からも採捕禁止の指示を発動すべきと承認をいただきましたので、平成28年6月に初めて指示を発動いたしました。 この委員会指示は令和8年5月31日に有効期限を迎えます。 本県海域でのサンゴ漁業の実態はありませんが、本県外海は宝石さんごの推定生息域とされていますので、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。 資料1ページを御覧ください。今回御審議いただきます指示案を示しております。

	内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和8年6月1日から令和9年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報登載日は5月26日を予定しております。 それでは、指示案を朗読させていただきます。 [指 示 案 朗 読] なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。 御審議よろしく願いいたします。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 無 し）
議長（山下）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
議員（全員）	（挙 手 全 員）
議長（山下）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」は、原案どおり適当と認めることとします。

水産課（岩田）	次に、報告事項１の「太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」、水産課から説明をお願いします。 水産課資源・栽培グループの岩田でございます。 ２月１７日に第４４回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本委員会から石井委員が出席されました。なお、水産課もWEBで傍聴しましたので、私から結果を説明させていただきます。 それではお手持ちの資料１ページを御覧ください。 今回の委員会では主に３つの議題がありました。 １つ目に令和８年度における太平洋クロマグロの遊漁に関する資源管理措置について報告させていただきます。 遊漁によるクロマグロの採捕は、令和３年度より太平洋広域漁業調整委員会指示に基づき規制されており、現在の指示の有効期間は令和９年３月末までとなっておりますが、現在の指示を一部改正する委員会指示について、審議されました。具体的な内容は、３０キログラム以上の大型魚は、遊漁者による採捕はこれまで１人１月あたり１尾までとなっていましたが、１人２月あたり１尾までに規制強化されるものです。出席委員全員の賛成により可決され、委員会開催同日の２月１７日付けで太平洋広域漁業調整委員会指示第５４号として発出されております。 また、委員会指示に基づき、毎月の遊漁の採捕枠を超過した場合は、超過した月の翌々月以降の月から均等に差し引く運用をしていく旨が水産庁より報告されました。 ３ページから６ページに参考として会議資料から抜粋した委員会指示の概要と委員会指示案を添付しております。 １ページにお戻りください。 ２つ目の議題の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示は、キンメダイ底刺し網の承認に関するもので、本県に関係する内容ではありませんが、参考に会議資料から抜粋したものを７ページ
----------------	---

	から9ページに添付してあります。 最後に、3つ目の議題として、広域漁業調整委員会の今後の役割等について、意見交換が行われました。 以上で報告を終わります。
議長（山下）	ありがとうございました。 石井委員、この報告について、補足説明などがありましたらお願いします。
委員（石井）	特にありません。
議長（山下）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に、報告事項2の「漁業に関する協定について」、水産課から説明をお願いします。 ※ 火災報知器作動による避難のため、会議は報告事項1までで切り上げ。
	議 長 委 員 委 員

